

○かほく市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱

平成16年3月1日

告示第21号

改正 平成20年3月17日告示第19号

平成28年3月18日告示第19号

平成28年12月15日告示第133号

(目的)

第1条 この告示は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条に規定する教育の機会均等の趣旨にのっとり、経済的理由のため就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助（以下「就学援助」という。）を行い、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、かほく市内の小学校に在学する児童又はかほく市内の中学校に在学する生徒の保護者で、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法第26条の規定に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市町村
村民税の非課税の者

ウ 地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免を受けている者

エ 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免を受けている者

オ 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免を受けている者

カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条の規定に基づ
く国民年金の保険料の納付を免除されている者

キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づく保険料
の減免又は徴収の猶予を受けている者

ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養
手当の支給を受けている者

ケ 生活福祉資金による貸付けを受けている者

(3) 職業安定所に登録した日雇労働者

(4) 前各号に掲げるもののほか、かほく市教育委員会（以下「教育委員会」とい
う。）が就学援助の必要があると認めた者

(援助の種類)

第3条 就学援助は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 学用品費及び通学用品費
- (2) 新入学児童生徒学用品費等
- (3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）
- (4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）
- (5) 体育実技用具費
- (6) 修学旅行費
- (7) 通学費
- (8) 学校給食費
- (9) 医療費

2 生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者は、前項第6号の規定による就学援助に限り、受けることができる。

3 かほく市立小学校に在学する児童又はかほく市立中学校に在学する生徒の保護者以外の者については、第1項第7号から第9号までの規定による就学援助を受けることができない。

(申請)

第4条 就学援助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年4月30日までに、就学援助費受給申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて学校長を經由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、転入その他特別な理由により、年の途中で第2条に掲げる要件を具備するに至った場合は、その都度申請することができる。

- (1) 第2条第1項第2号に該当する者 当該事由を証明する書類
- (2) 第2条第1項第4号に該当する者 当該就学援助の必要があると認めた者の属する世帯の前年所得を算定できる書類
- (3) その他教育委員会が必要と認めた書類

2 前条第1項第2号に規定する新入学児童生徒学用品費等を入学前に受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、入学前年度1月31日までに、就学援助費受給申請書に前項各号に掲げる書類を添えて学校長を經由して教育委員会に申請することができる。

(認定)

第5条 教育委員会は、就学援助の認定をしたときは、学校長及び申請者に通知するものとする。

(給付の額及び期間)

第6条 就学援助の給付金の額は、毎年度、予算の範囲内で教育委員会が定める。

2 就学援助の給付の期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 第4条第1項ただし書の規定により申請をした者に係る就学援助の給付の期間については、前項の規定にかかわらず、当該申請をした日の属する月の翌月1日からその年度の3月31日までとする。

(給付の方法)

第7条 就学援助の給付金の納付は、第5条の規定による就学援助の認定を受けた者(以下「認定者」という。)の指定する口座に振り込むことにより行う。ただし、保護者に直接給付することによって児童又は生徒の就学に支障が生じるおそれがある場合は、保護者から委任を受けた学校長を通じて、保護者に対し金銭又は現物の給付を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、医療費援助の給付については、認定者が医療機関で治療を受けることにより行う。

(目的外使用の禁止)

第8条 就学援助の給付金の給付を受けた者(以下「受給者」という。)は、当該給付金をその給付の目的以外に使用してはならない。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、受給者が前条の規定に違反したとき、就学援助を必要としなくなったとき、又は虚偽その他不正の申請をしたときは、就学援助の認定を取り消すことができる。

(返還)

第10条 教育委員会は、前条の規定により就学援助の認定を取り消したときは、既に給付した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成20年3月17日告示第19号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年3月18日告示第19号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月15日告示第133号)

この告示は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年8月21日告示第110号）

この告示は、公表の日から施行する。